

(仮訳)

CERD/C/JPN/CO/7-9

配布：一般

2014年9月26日

原文：英語

## 人種差別撤廃委員会

### 日本の第7回・第8回・第9回定期報告に関する最終見解

1. 委員会は、2014年8月20日及び21日に開催された第2309回及び第2310回会合（CERD/C/SR. 2309 and 2310）において、日本の第7回・第8回・第9回定期報告（CERD/C/JPN/7-9）を審査した。委員会は、2014年8月28日に開催された第2320回及び第2321回会合において、下記の最終見解を採択した。

#### A. 序論

2. 委員会は、条約特有の報告ガイドラインに従って作成された、締約国の第7回・第8回・第9回定期報告の一つの文書による適時の提出を歓迎する。委員会は、報告の審査の間に、大規模な代表団によって提供された口頭のプレゼンテーション及び回答、並びに書面によって提供された追加情報に留意する。

#### B. 肯定的側面

3. 委員会は、人種差別との闘いに貢献するであろう、前回の定期報告以降に締約国によってとられたいくつかの行政的及び政治的措置、とりわけ2009年12月の人身取引対策行動計画の採択に関心をもって留意する。

4. 委員会はまた、締約国からの定期報告を前回検討して以降、日本が以下の国際条約を批准したことに関心をもって留意する。

(a) 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（2009年7月23日）

(b) 障害者の権利に関する条約（2014年1月20日）

### C. 懸念事項及び勧告

5. 委員会は、2010年の最終見解において、締約国に対し、「この最終見解の中で取り上げられた全ての点に取り組むこと」を要求したことを想起する。締約国による2011年のフォローアップ文書において見られる、パラグラフ12、20及び21に表明された3つの懸念事項に対する回答の他に、本報告において2010年の最終見解に対するいかなる言及もなかった。

委員会は、締約国が次回の定期報告において、本文書に含まれる全ての勧告に取り組むことを強く勧告する。

#### 人口における民族の構成

6. 委員会は、政府報告書及びコア文書において締約国によって提供された、人口における民族構成に関するデータに留意するものの、そのようなデータが、とりわけ日本国籍でない者を含む脆弱なグループに関して、包括的でないことを遺憾に思う。そのため、委員会は締約国におけるそのようなグループの状況を適切に評価することができない（第1条）。

改訂報告ガイドライン（CERD/C/2007/1）のパラグラフ10からパラグラフ12に従って、また、条約第1条に関する一般的勧告24（1999年）及び市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30（2004年）を考慮して、委員会は、締約国に以下を勧告する。

(a) 一般的に話される言語、母語、及びその他の多様性の指標に関する調査を実施し、脆弱なグループに関する情報を社会調査から収集すること。

(b) 全ての社会階層における特別のニーズを考慮した政策を定めるために、また条約に規定される権利が日本においてどのように保護されるのかに関して委員会がより良い評価を行うことを可能にするために、移民及び難民に関するものを含む、国籍及び民族的出身ごとの社会経済的指標に関する、包括的で、信頼性のある、かつ最新の統計データを収集すること。

#### 人種差別の定義

7. 委員会は、平等及び非差別の原則を規定する日本国憲法第14条第1項における人種差別の定義が、民族的あるいは種族的出身、皮膚の色、あるいは世系に基づくものを含まず、したがって、本条約第1条の要求を完全には満たし

ていないことを懸念する。同様に、国内法制において人種差別の十分な定義は存在しない（第1条及び第2条）。

委員会は、締約国が、本条約第1条1に完全に従って、民族的あるいは種族的出身、皮膚の色及び世系に基づくものを組み込んだ、包括的な人種差別の定義を締約国の法制において採択することを勧告する。

#### 人種差別を禁止する特別かつ包括的な法の欠如

8. 委員会は、いくつかの法律が人種差別に反対する規定を含むことに留意するものの、人種差別の行為及び事件が締約国において発生し続けており、また締約国が、被害者が人種差別に対する適切な法的救済を追求することを可能にする、人種差別の禁止に関する特別かつ包括的な法を未だ制定していないことを懸念する（第2条）。

委員会は、締約国に対し、条約第1条及び第2条に従って、人種差別の被害者が適切な法的救済を追求することを可能にする、直接的及び間接的双方において人種差別を禁止する特別かつ包括的な法を採択することを促す。

#### 国内人権機構

9. 委員会は、締約国がパリ原則に完全に従った国内人権機構を未だ設置していないことを懸念する。これに関連して、委員会は、人権委員会設置法案の審査が、衆議院の解散に伴い2012年に打ち切られたこと、及び国内人権機構を設置するための進展が、非常に遅いことに留意する（第2条）。

条約の実施を促進するための国内機構の設置に関する一般的勧告17（1994年）に留意し、委員会は、締約国に対し、人権委員会設置法案の検討を速やかに再開し、適切な人的及び財政的資源並びに人種差別の申立てに対処するための権限を与えつつ、パリ原則（国連総会決議48/134）に完全に従って、独立した国内人権機構の設置の観点からその採用を推進することを勧告する。

#### 法の条約第4条の適合性

10. 委員会は、条約第4条（a）及び（b）に関する締約国の留保の撤回あるいは範囲の縮小のための委員会の勧告に関する、締約国の立場及び提供された

理由に留意するものの、留保を維持するとする締約国の決定を遺憾に思う。委員会は、人種差別的思想の流布あるいは表現が、刑法上の名誉毀損及び他の犯罪を構成し得ることに留意するものの、締約国の法制が条約第4条の全ての規定を完全に遵守していないことを懸念する（第4条）。

委員会は、締約国に対し、その立場を再び見直し、第4条(a)及び(b)に対する留保の撤回を検討することを奨励する。人種差別的ヘイトスピーチへの対処に関する委員会の一般的勧告15（1993）及び35（2013）を想起し、委員会は、締約国が、第4条の規定を実施するために、法の改正、とりわけ刑法を改正するための適切な措置をとることを勧告する。

### ヘイトスピーチ及びヘイトクライム

11. 委員会は、締約国内において、外国人やマイノリティ、とりわけ韓国・朝鮮人に対し、人種差別的デモ・集会を行う右翼運動や団体により、差し迫った暴力の扇動を含むヘイトスピーチが広がっているという報告を懸念する。また、委員会は公人や政治家による発言がヘイトスピーチや憎悪の扇動になっているという報告にも懸念する。委員会は、ヘイトスピーチの広がりや、デモ・集会やインターネットを含むメディアにおける人種差別的暴力と憎悪の扇動の広がりについても懸念する。さらに、委員会は、これらの行動が必ずしも適切に捜査及び起訴されていないことを懸念する（第4条）。

人種差別的ヘイトスピーチへの対処に関する一般的勧告35（2013年）を想起し、委員会は、人種差別的スピーチを監視し対処する措置は、抗議の表現を奪う口実として使われるべきではないことを想起する。しかしながら、委員会は、締約国に人種差別的ヘイトスピーチやヘイトクライムから保護する必要のある社会的弱者の権利を擁護する重要性を喚起する。それゆえ、委員会は、締約国に以下の適切な措置をとるよう勧告する。

- (a) 憎悪及び人種差別の表明、デモ・集会における人種差別的暴力及び憎悪の扇動にしっかりと対処すること。
- (b) インターネットを含むメディアにおいて、ヘイトスピーチに対処する適切な措置をとること。
- (c) そのような行動について責任ある個人や団体を捜査し、必要な場合には、起訴すること。
- (d) ヘイトスピーチを広めたり、憎悪を扇動した公人や政治家に対して適切な

制裁措置をとることを追求すること。

(e) 人種差別につながる偏見に対処し、また国家間及び人種的あるいは民族的団体間の理解、寛容、友情を促進するため、人種差別的ヘイトスピーチの原因に対処し、教授法、教育、文化及び情報に関する措置を強化すること。

## 移住労働者

12. 委員会は、雇用及び住居へのアクセスにおける移民の不平等な取扱いに係る報告について懸念する。また、外国人技能実習生の権利が、適切な賃金の未払いにより侵害され、また、これらの人々が過度の長時間労働及び他の搾取や虐待にさらされているとの報告についても懸念する（第5条）。

委員会は、市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30（2004年）に留意し、締約国が、雇用及び住居へのアクセスにおける移民に対する人種差別にしっかりと対処し、移民の雇用状況を改善するため、法制を強化するよう勧告する。委員会はまた、技能実習生の労働権を保護するため、締約国が技能実習制度を改善するための適切な措置をとることも勧告する。

## 日本国籍でない者の公的サービスの仕事に対するアクセス

13. 委員会は、締約国の代表団によって提供された説明に留意するものの、国家権力の行使を要さないいくつかの公的サービスの仕事に対するアクセスにおいて、日本国籍でない者が直面する制限及び困難について懸念する。委員会はとりわけ、家庭裁判所における調停委員として行動する能力を有する日本国籍でない者を排除するとの締約国の立場及び継続する実務について懸念する（第5条）。

市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30（2004年）を想起し、委員会は、締約国に対し、能力を有する日本国籍でない者が家庭裁判所における調停委員として行動することを認めるように、その立場を見直すことを勧告する。委員会はまた、締約国が、長期にわたり締約国に住んでいる日本国籍でない者に相当の注意を払いつつ、国家権力の行使を要さない公的な仕事へのアクセスを含む、日本国籍でない者による公職へのさらなる参画を促進するために、法的及び行政的制限を取り除くよう勧告する。委員会はさらに、締約国に対し、日本国籍でない者の公職への参画に関する包括的かつ項目ごとのデータを、次回の定期報告において提供することを勧告する。

## 日本国籍でない者の国民年金制度へのアクセス

14. 委員会は、国民年金法が国籍にかかわらず日本に住んでいる全ての人々をカバーすることに留意するものの、1982年における国民年金法からの国籍条項の撤廃に基づき、また1986年の改正によって導入された年齢及び住居要件と相まって、1952年に日本国籍を失った韓国人を含む、日本国籍でない者が、国民年金制度の下での年金受給から除外され対象外となったままであるかもしれないことを懸念する。委員会はまた、1982年の国民年金法における障害基礎年金からの国籍条項の撤廃にもかかわらず、国籍条項のために1982年1月1日より前に受給資格を失った日本国籍でない者、及び同日時点で20歳を超えていた障害を持つ他の日本国籍でない者が、障害基礎年金の受け取りから排除されたままであることを懸念する（第5条）。

市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30（2004年）を想起し、委員会は、締約国が、年齢要件のために国民年金法から除外され、排除されたままであるかもしれない日本国籍でない者、とりわけ韓国人が、国民年金制度に加入することを認めるための措置をとるよう勧告する。委員会はまた、締約国に対し、現在対象外となっている日本国籍でない者に対し、障害基礎年金の適用を認めるために、法令を改正することを勧告する。

## 日本国籍でない者の公的場所及び施設へのアクセス

15. 委員会は、条約第2条及び第5条に違反して、レストラン、ホテル、公衆浴場及び店舗といったいくつかの一般的利用のための公的場所及び施設へのアクセスからの、人種あるいは国籍に基づく日本国籍でない者の排除が継続していることを懸念する。

委員会は、締約国が、とりわけ法の実効的な適用を確保することによって、公共の場に対するアクセスにおける差別からの日本国籍でない者の保護のための適切な措置をとるよう勧告する。委員会はまた、締約国に対し、そのような差別行為を調査・制裁し、関連する法の要件に関する公的な啓発キャンペーンを強化することを勧告する。

## 人身取引

16. 委員会は、人身取引の防止及び対処のためにとられた措置に関する締約国の代表団によって提供された情報に留意するものの、締約国における、とりわけ性的搾取目的で行われるマイノリティ女性に対する人身取引が持続されていることを懸念する。委員会はまた、締約国における人身取引の現象範囲の評価を可能とし得るデータの欠如について懸念する。委員会はさらに、人身取引に対する特別な法的規定、並びに捜査、起訴及び責任ある者に課せられた制裁措置に関連する事件に関する情報の欠如について懸念する（第5条）。

委員会は、締約国に以下を勧告する。

- (a) 人身取引に対する特別法を制定すること。
- (b) 移住女性を含む、人身取引に対処するための取組を強化し、人身取引対策行動計画との関連で、根本原因に取り組むための予防的措置をとること。
- (c) 被害者に対し、支援、保護、一時的な在留資格、リハビリテーション及び保護施設、並びに精神的及び医療サービス、及びその他の支援を提供すること。
- (d) 迅速かつ徹底的に、加害者を捜査し、起訴し、処罰すること。
- (e) 警察官、国境警備官、入国審査官を含む、全ての法執行機関関係者に対し、人身取引の被害者の認定、被害者に対する支援、及び被害者の保護に関する専門的な研修を提供すること。
- (f) とりわけマイノリティグループに対する、締約国における人身取引の状況を委員会に報告すること。

#### 外国人及びマイノリティ女性への暴力

17. 委員会は、外国人、マイノリティ、先住民族の女性に対する持続的な暴力についての情報を懸念する。とりわけ、2012年の改正された出入国管理及び難民認定法の規定の下で、同法第1節第22条の4に規定されるように、外国人女性が「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留している」場合に、当局が、日本人とあるいは永住者の在留資格を持つ外国人と結婚している外国人女性の在留資格を取り消すことができることを、懸念する。これらの規定は、夫からのドメスティック・バイオレンスの被害者である外国人女性が、虐待関係から離れ、支援を求めることを妨げ得るものである（第2条及び第5条）。

人種差別のジェンダー関連の側面に関する一般的勧告25（2000年）及び市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30（2004年）に照らし、

委員会は、締約国に対し、移民、マイノリティ及び先住民族の女性に対する暴力の問題に、彼女らに対する暴力の全ての形態を起訴し制裁することによって、実効的に取り組むため、並びに被害者が救済及び保護の迅速な手段にアクセスできることを確保するための適切な措置をとることを勧告する。締約国はまた、日本人あるいは永住者の在留資格を持つ日本国籍でない者と結婚した外国人女性が、離婚あるいは離縁によって国外追放されないこと、及び法の適用が、実質的に女性が虐待関係のままであることを余儀なくされるような効果を持たないことを確保するため、在留資格に関する法制を見直すべきである。

## 慰安婦

18. 委員会は、第二次世界大戦中に日本軍によって性的に搾取された外国人「慰安婦」の問題を解決するために、締約国が行った取組に関し、締約国代表団から提供された情報に留意する。委員会はまた、1995年に締約国によって設置されたアジア女性基金を通して提供された補償及び2001年の日本の首相による謝罪を含む政府の謝罪表明に関する情報にも留意する。生存している「慰安婦」に対する人権侵害が、彼女たちの正義と補償に対する権利が十分に実現しない限りは継続することに留意して、委員会は、「慰安婦」のほとんどが、認知、謝罪またはいかなる種類の補償も受け取っていないとの報告に懸念する（第2条及び第5条）。

委員会は、締約国に直ちに以下の行動を取ることを要請する：

- (a) 日本軍による慰安婦の権利侵害に関する調査を終わらせること。そして、人権侵害の責任者を裁判にかけること。
- (b) 慰安婦問題に関する包括的、公正及び永続的な解決を追求すること。これには、全ての生存している慰安婦あるいはその家族への誠実な謝罪表明及び適切な補償の提供を含む。
- (c) いかなる名誉毀損の試みあるいはそのような事象の否定を非難すること。

## 朝鮮学校

19. 委員会は、(a) 高等学校等就学支援金制度からの朝鮮学校の除外、及び (b) 朝鮮学校に対し地方自治体によって割り当てられた補助金の停止あるいは継続的な縮小を含む、在日朝鮮人の子供の教育を受ける権利を妨げる法規定及び政府の行動について懸念する（第2条、第5条）。



委員会は、市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30（2004 年）を想起し、締約国は教育機会の提供において差別がないこと、締約国の領域内に居住するいかなる子供も就学において障壁に直面しないことを締約国が確保することとした、前回の最終見解パラグラフ 22 に含まれる勧告を繰り返す。委員会は、締約国に対し、その立場を修正し、朝鮮学校に対して高等学校等就学支援金制度による利益が適切に享受されることを認め、地方自治体に朝鮮学校に対する補助金の提供の再開あるいは維持を要請することを奨励する。委員会は、締約国が、1960 年のユネスコの教育における差別待遇の防止に関する条約への加入を検討するよう勧告する。

### アイヌの人々の状況

20. アイヌの人々の権利を保護し促進するための、締約国による努力に留意する一方、委員会は、以下を含む締約国により展開された対策における不十分な点を懸念する。(a) アイヌ政策推進会議および他の協議体におけるアイヌの代表者の人数が少ないあるいは不十分なこと、(b) 北海道外に居住する人達を含むアイヌの人々とそれ以外の者との間にある、多くの生活分野、とりわけ教育、雇用、そして生活水準におけるなかなか解消されない格差、(c) 土地と資源に対するアイヌの人々の権利の不十分な保護と、彼ら自身の文化と言語への権利の実現に向けた緩やかな前進（第 5 条）。

委員会は、先住民族の権利に関する一般的勧告 23（1997 年）の観点から、先住民族の権利に関する国際連合宣言を考慮し、締約国に以下を勧告する：

- (a) アイヌ政策推進会議および他の協議体におけるアイヌ代表者の人数を増やすことを検討すること。
- (b) 雇用、教育そして生活水準に関して、アイヌの人々とそれ以外の者の中で依然として存在する格差を減らすために講じられている対策の実施を強化、加速すること。
- (c) 土地と資源に関するアイヌの人々の権利を保護するための適切な措置をとり、文化と言語に対する権利の実現に向けた措置の実施を促進すること。
- (d) 政府のプログラムや政策を適合させるために、アイヌの人々の状況に関する包括的な実態調査を定期的実施すること。
- (e) 前回の委員会の最終見解パラグラフ 20 においてすでに勧告されたように、独立国における原住民及び種族民に関する ILO 第 169 号条約(1989 年)を批准

することを検討すること。

## 琉球／沖縄の状況

21. 委員会は、ユネスコによる独特な民族性、歴史、文化及び伝統の承認にもかかわらず、琉球／沖縄を先住民族として承認しない締約国の立場を遺憾に思う。委員会は、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画に基づく、琉球に関して締約国によってとられ実施された措置に留意するものの、彼らの権利の保護に関する琉球の代表との協議のために十分な措置がとられてこなかったことを懸念する。委員会はまた、消滅する危険がある琉球の言語を振興し保護するために十分なことが行われていないとの情報、及び教科書が適切に琉球の人々の歴史及び文化を反映していないとの情報を懸念する（第5条）。

委員会は、締約国が、その立場を見直し、琉球を先住民族として承認することを検討し、また彼らの権利を保護するための具体的な措置をとることを勧告する。委員会はまた、締約国が、琉球の権利の促進及び保護に関連する問題について、琉球の代表との協議を強化することを勧告する。委員会はさらに、締約国が、琉球の言語を消滅の危険から保護するために採用された措置の実施を加速させ、彼ら自身の言語による琉球の人々の教育を促進し、学校カリキュラムにおいて用いられる教科書に彼らの歴史及び文化を含めることを勧告する。

## 部落民の状況

22. 委員会は、世系に基づく条約の適用から部落民を排除する締約国の立場を遺憾に思う。締約国が、前回の最終見解において委員会から提起されたように、部落民の統一的な定義を未だ採択していないことも懸念される。委員会はまた、部落民に対する差別に対処するための措置を含む、2002年の同和特別対策の終了に伴って締約国によって実施された具体的措置の影響を評価するための、情報及び指標が欠如していることを懸念する。委員会はさらに、部落民及びその他の国民との間の根強い社会経済的な格差について懸念する。委員会はまた、部落民に対する差別目的で用いられ得る戸籍制度への違法なアクセスに関する報告を懸念する（第5条）。

世系に関する一般的勧告29（2002年）に留意し、委員会は、世系に基づく差別が条約によって完全にカバーされることを想起する。委員会は、締約国が、その立場を修正し、部落の人々と協議し、部落民の明確な定義を採択する

ことを勧告する。委員会はまた、締約国が、とりわけ部落民の生活環境に関し、2002年の同和特別対策の終了に伴ってとられた具体的措置に関する情報及び指標を提供することを勧告する。委員会はさらに、締約国に対し、差別的な行為にさらされ得る戸籍情報への違法なアクセスから部落民を保護し、戸籍の違法な濫用に関連する全ての事件を捜査し、責任者を処罰するために法を実効的に適用することを勧告する。

### 難民及び庇護希望者

23. 委員会は、職場、学校において、また公的機関及び地域社会との関係において、人種差別に直面した難民及び庇護希望者、とりわけ非アジア人及びアフリカ人がいるとの報告について懸念する。委員会は、長期にわたる庇護希望者の収容及び収容施設における不適切な状況について懸念する。委員会は、国籍法が無国籍の防止及び削減のための規定を有することに留意するものの、締約国が、無国籍者のための認定手続を未だ設置していないことを懸念する。委員会はまた、在留許可のない無国籍者が、無期限の退去強制前の収容に直面しているおり、さらに人権侵害の危険にさらされている人々がいることを懸念する（第5条）。

難民及び避難民に関する一般的勧告22（1996年）に照らし、またアフリカ系の人々に対する差別に関する一般的勧告34（2011年）に留意し、委員会は締約国が以下のことのための措置をとるよう勧告する。

(a) 難民及び庇護希望者に関する、地域自治体や地域社会の間の非差別及び理解を促進すること。

(b) 庇護希望者の収容が最後の手段としてのみ、かつ可能な限り最短の期間で用いられることを保証すること。締約国は、その法に規定されるように、収容の代替措置を優先すべきである。

(c) 無国籍者の確認及び保護を適切に確保するため、無国籍者の認定手続を設置すること。

締約国はまた、1954年の無国籍者の地位に関する条約及び1961年の無国籍の削減に関する条約への加入を検討すべきである。

### マイノリティ言語及び教科書

24. 委員会は、締約国から提供された情報に留意するものの、締約国が、マ

イノリティあるいは先住民族に属する児童に対し、マイノリティ言語による、またマイノリティ言語の教育を振興するための適切な措置をとっていないことを遺憾に思う。委員会は、条約によって保護される日本の諸グループの歴史、文化及び貢献を適切に反映するための、既存の教科書を修正するためにとられた措置に関する情報の欠如について懸念する（第5条）。

委員会は、締約国が、アイヌ及び琉球の人々を含む、マイノリティ及び先住民族に属する児童に対し、マイノリティ言語によってマイノリティ言語を教える教育を促進するよう勧告する。委員会は、締約国に対し、条約によって保護される日本の諸グループの歴史、文化及び貢献を反映しない教科書を修正することを勧告する。

### イスラム教徒に対する民族宗教的なプロファイリング

25. 委員会は、民族的プロファイリングに該当し得る、締約国の法執行機関関係者による、外国出身のイスラム教徒への監視活動に関する報告について懸念する。委員会は、民族的あるいは民族宗教的グループへの所属だけに基づく個人に関する治安情報の体系的収集は、差別の深刻な形態であると考え（第2条及び第5条）。

委員会は、締約国に対し、法執行機関関係者がムスリムの民族的あるいは民族宗教的プロファイリングに依存しないことを確保するよう促す。

### 寛容及び相互理解の促進

26. 委員会は、2002年の人権教育・啓発に関する基本計画などの、相互理解の理念に基づく人権教育及び啓発活動を含む、人種的偏見及び固定観念に対処するための締約国による取組に留意するものの、マスメディアを通じたものを含む、日本国籍でない者及び先住民族に対する外国人嫌悪的及び差別的な態度の拡大に関する報告について懸念する（第2条及び第7条）。

委員会は、締約国に以下を勧告する。

- (a) 公的教育及び啓発キャンペーンに係る一層の努力を行うこと。
- (b) 学校カリキュラムに人権教育を組み込み続けること。
- (c) 人権に関するマスメディア及びトレインメディア、及びジャーナリストの

人種的調和及び寛容を促進すること。

(d) 領域内に住む異なる民族グループ間の相互理解及び寛容の促進に関する活動を強化すること。

#### D. 他の勧告

##### 他の条約の批准

27. 全ての人権の不可分の性質に留意し、委員会は、締約国に対し、未だ締約国となっていない国際人権条約、とりわけ、全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約及び2011年の国際労働機関家事労働者条約（第189号）といった、人種差別に直接関係する条約の批准を検討することを奨励する。

##### ダーバン宣言及び行動計画に対するフォローアップ

28. 委員会は、締約国に対し、2001年のダーバン宣言及び行動計画、並びに2009年4月にジュネーブで開催されたダーバン・レビュー会議の成果文書の、国内レベルにおける実施のために採用された行動計画及び他の施策に関する具体的な情報を、次回の定期報告に含めることを要請する。

##### 市民社会との対話

29. 委員会は、締約国が、次回の定期報告の準備の際に、人権保護に取り組む市民社会組織、とりわけ人種差別と闘うものと、協議し対話を拡大することを勧告する。

##### 条約第8条の改正

30. 委員会は、締約国に対し、1992年1月15日に第14回締約国会合において採択され、1992年12月16日の決議47/111において国連総会によって支持された、条約第8条6の改正を批准することを勧告する。

##### 第14条の下宣言

31. 委員会は、締約国に対し、個人通報を受理し審査する委員会の権限を認

める、本条約第14条に規定する選択的宣言を行うことを懲憑する。

### **最終見解に対するフォローアップ**

32. 条約第9条1及び改正手続規則65に従って、委員会は、締約国に対し、この最終見解の採択後1年以内に、上記パラグラフ17、18及び22に含まれる勧告のフォローアップに関する情報を提供することを求める。

### **特別の重要性を有する勧告**

33. 委員会はまた、上記パラグラフ11、19、21及び23に含まれる勧告が特に重要であることにつき締約国の注意を喚起するものであり、締約国に対し、次回の定期報告においてそれらを実施するためにとられた具体的施策に関する詳細な情報を提供することを要請する。

### **普及**

34. 委員会は、締約国の定期報告が、それらが提出され次第速やかに公衆に入手可能なものとする事及びこれらの報告に関する委員会の最終見解を、公用語及び適当な場合には他の一般に使用されている言語で同様に公表されることを勧告する。

### **次回の報告の準備**

35. 委員会は、締約国に対し、第71会期で委員会が採択した特定文書のガイドライン（CERD/C/2007/1）及び本最終見解において提起された全ての点を考慮して、2017年1月14日までに、一文書としての第10回・11回定期報告を提出することを勧告する。委員会はまた、締約国に対し、報告については40頁、共通のコア文書については60～80頁の頁制限を遵守することを要請する。（HRI/GEN/2/Rev.6, 第I章パラ19参照）